

別紙4

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>小規模作業所等(注1)から物品を調達するとき若しくは母子福祉団体(注2)から役務を調達するとき又はシルバー人材センター等(注3)から役務を調達するとき</p> <p>(注1)「岐阜県障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」に基づき登録された小規模作業所等</p> <p>(注2)「岐阜県障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」に基づき登録された母子福祉団体</p> <p>(注3)「岐阜県シルバー人材センター等からの役務調達に関する要綱」に基づき登録されたシルバー人材センター等</p>	<p>1 調達する物品、役務等の概要</p> <p>各務原浄化センター内の運動施設、野外施設及び公園施設（野球場、デイキャンプ場、のんびり広場等）について、土・日・祝・振替日は公社職員が不在のため、各施設の巡回点検や案内等の業務が必要になる。</p> <p>2 調達可能な施設又は団体等及び調達先の選定方法</p> <p>公益社団法人各務原市シルバー人材センターは、岐阜県の「シルバー人材センター等からの役務調達に関する要綱」第3条に基づき登録され、これまでも適正に業務を遂行している。</p> <p>当該業務については、高齢者との協同の理念に基づき、シルバー人材センター等の活用、高年齢者の能力の積極的な活用を促進するために、各務原浄化センター運動施設等管理業務を公益社団法人各務原市シルバー人材センターへ委託する。</p>